

～ 受動喫煙防止設備整備に係る融資・利子補給制度のご案内 ～

神奈川県では、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に適合する分煙設備等を整備しようとする小規模事業者に対して融資制度を設けるとともに、利子補給を行っています。

融資・利子補給を受けるためには、**融資申込みの前に県の対象施設認定書の交付を受ける必要があります。**この認定書は、条例に適合する設備等を整備するための施設であることを認定するものです。
(認定申請書の提出先県機関の所在地は裏面参照)

融資制度について

分煙の措置や喫煙所の設置を行う小規模事業者に対し、県の中小企業制度融資により資金を融資します。

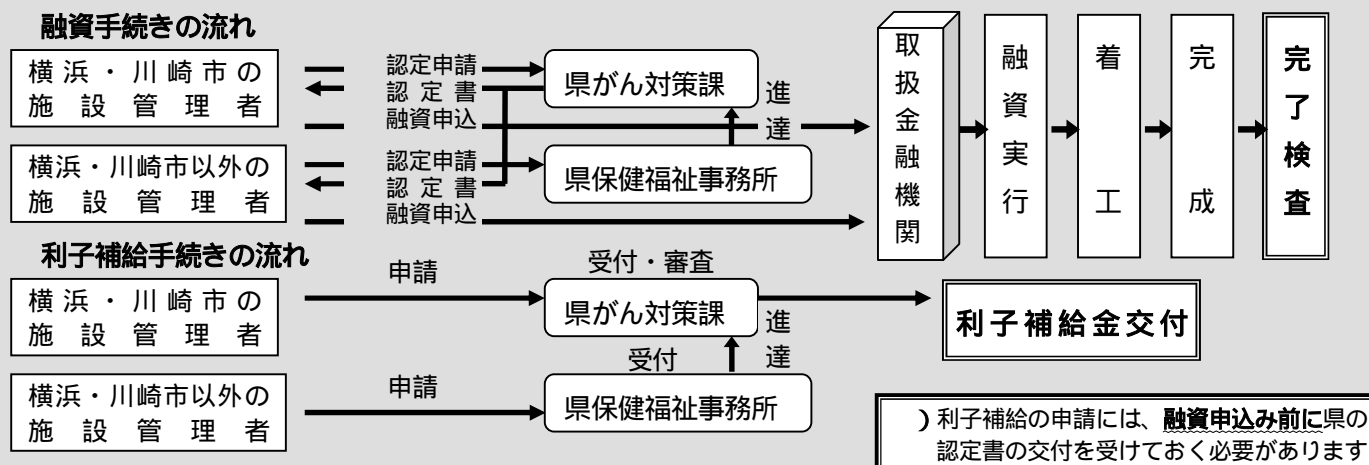
融資対象者	常時使用する従業員の数が30人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については10人ただし、医業を主たる事業とする法人(会社を除く)にあつては30人)以下の者
資金用途	設備資金(分煙の措置や喫煙所の設置に要する資金に限る。)
融資限度額	2,500万円
融資利率	年利2.10%以内 利率は、今後変動することがあります。
融資期間	1年を超え5年以内
信用保証	県信用保証協会の信用保証が必要
必要書類等	融資申込書、財務書類、事業納税証明書又は事業税領収書の写し、見積書、対象施設認定書 等
申込書提出先	取扱金融機関

利子補給制度について

対象施設認定書の交付を受けて、融資を利用した事業者は、利子補給の対象となります。利子補給の要件や申請時期等は次のとおりです。

利子補給対象者	常時使用する従業員の数が30人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、10人 ただし、医業を主たる事業とする法人(会社を除く)にあつては30人)以下の者 等
利子補給率	約定利子の1/2以内
申請時期	毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子の合計額を翌年1月末までに申請

融資・利子補給手続きの流れについて



県中小企業制度融資のほか、日本政策金融公庫の「受動喫煙防止設備(振興事業貸付)」についても、利子補給の対象となります。詳しくはお近くの日本政策金融公庫までお問い合わせください。

問い合わせ・申請窓口

金融機関への融資申込み前の対象施設認定申請と利子補給の申請窓口はこちらです。

名称	所在地	所管区域
神奈川県保健福祉局 保健医療部 がん対策課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 (045)210-5025(直)	横浜市、川崎市
平塚保健福祉事務所 企画調整課	〒254-0051 平塚市豊原町6-21 電話 (0463)32-0130(代)	平塚市、大磯町、二宮町
鎌倉保健福祉事務所 企画調整課	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話 (0467)24-3900(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 葉山町
小田原保健福祉事務所 企画調整課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 電話 (0465)32-8000(代)	小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町
茅ヶ崎保健福祉事務所 企画調整課	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 (0467)85-1171(代)	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
三崎保健福祉事務所 管理企画課	〒238-0221 三浦市三崎町六合32 電話 (046)882-6811(代)	三浦市
秦野保健福祉事務所 管理企画課	〒257-0031 秦野市首屋2-9-9 電話 (0463)82-1428(代)	秦野市、伊勢原市
厚木保健福祉事務所 企画調整課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 電話 (046)224-1111(代)	相模原市、厚木市、海老名市、 座間市、愛川町、清川村
大和保健福祉事務所 管理企画課	〒242-0021 大和市中央1-5-26 電話 (046)261-2948(代)	大和市、綾瀬市
足柄上保健福祉事務所 管理企画課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話 (0465)83-5111(代)	南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町

(参考)

受動喫煙防止対策助成金制度

国(厚生労働省)では、中小企業事業主が職場での受動喫煙を防止するために喫煙室の整備などを行う際に、その費用の一部を助成しています。助成金を受けるには、**受動喫煙防止対策助成金交付申請書及び事業計画を含む関係書類**を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に提出し**あらかじめ交付決定を受ける必要があります。**

対象事業主 次のすべてに該当する事業主

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主
- 2 次のいずれかに該当する中小企業事業主(、のいずれか)

業種	卸売業	小売業	サービス業	上記に該当しない業種
常時雇用する労働者の数	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下
資本金の規模	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	3億円以下

- 3 一定の基準(喫煙室の入口において喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上)を満たす喫煙室を設置(改修も含む)する中小企業事業主

助成内容 喫煙室の設置に係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費等の**2分の1の額**を支給(上限200万円、1,000円未満の端数は切り捨て)

詳しくは、厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi>

または、神奈川県労働局労働基準部健康課 ☎045-211-7353 にお問い合わせください。

【問合せ】

融資・利子補給制度についての詳細は、神奈川県がん対策課たばこ対策グループまでお問い合わせください。

☎ 045-210-5025 (直通)

